

指定管理業務点検・評価シート

平成26年2月14日

施設名	武道館	所在地	米子市両三柳3192-14
-----	-----	-----	---------------

施設所管課名	教育委員会スポーツ健康教育課	連絡先	0857-26-7919
--------	----------------	-----	--------------

指定管理者名	(公財)鳥取県体育協会	指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
--------	-------------	------	----------------------

1 施設の概要

設置目的	スポーツ（武道）の振興と県民の心身の健全な発展に寄与する。
設置年月日	平成12年 7月31日
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：20,000㎡ 延床面積：8,995㎡ 施設内容：主道場（6面）、小道場（2面）、弓道場（近的12人立、遠的6人立）、相撲場（屋内1面）、会議室、研修室、師範室、控室
利用料金	（施設ホームページ(http://www.budoukan.jp/)のとおり）
開館時間	午前9時から午後10時
休館日	12月29日から1月3日

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 武道館の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等） 武道館の利用の許可、利用料金の徴収等に関する業務 その他施設の管理運営に必要な業務（利用者の受付・案内、付属設備・備品の貸出、利用指導・操作 利用者へのサービスの提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務） 武道の普及振興
---------	--

3 施設の管理体制

管理体制	<p>正職員：4人、嘱託職員：4人、臨時職員：2人 [計 10人]</p> <pre> 館長 (正職員1) ----- 次長 (正職員1) ----- 体育指導員 (正職員1) ----- 嘱託(4) ----- ----- スタッフ (正職員1) ----- ----- 臨時(2) </pre>
------	---

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	24年度		8,433	8,923	12,340	9,572	9,665	8,505	10,807	10,238	7,284	8,522	8,277	8,800
23年度		7,897	9,525	9,074	9,302	7,440	9,968	14,484	11,623	8,240	8,829	8,340	8,927	113,649
増減		536	-602	3,266	270	2,225	-1,463	-3,677	-1,385	-956	-307	-63	-127	-2,283

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	24年度		747	589	672	1,191	983	834	1,337	725	691	977	897	848
23年度		633	475	652	1,090	730	689	973	942	977	743	667	606	9,177
増減		114	114	20	101	253	145	364	-217	-286	234	230	242	1,314

5 収支の状況

区 分		24年度	23年度	増 減	
収入	事業収入	施設使用料	9,174	7,990	1,184
		教室参加料	1,124	1,038	86
		イベント	193	149	44
		小 計	10,491	9,177	1,314
	事業外収入	自動販売機手数料	3,156	3,108	48
		県委託料	61,697	66,152	-4,455
		雑入	730	564	166
		小 計	65,583	69,824	-4,241
	計		76,074	79,001	-2,927
	支出	人 件 費	33,824	34,238	-414
管理運営費		40,620	41,478	-858	
事 業 費		1,650	1,565	85	
計		76,094	77,281	-1,187	
収 支 差 額		-20	1,720		

6 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
施設運営	・近隣施設と協定し、大規模大会時の駐車場相互利用により利用者の利便性の向上を図った。
利用者対応	・相談コーナーを設置し、利用者の意見を施設運営に反映した。
武道普及振興	・毎年実施している鏡開きとともに、出張武道教室を実施し武道の普及に寄与している。

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者の声」の収集と年4回のアンケート調査を実施 ・インターネットによる利用申込制度稼働及びその制度の広報活動（館内に案内及び掲示） ・県立武道館ホームページにもリンク ・相談コーナーの設置 ・外部評価委員会を開催
------------	---

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
喫煙スペースを近くに設置して欲しい。	全館禁煙としており、所定の場所での喫煙を促した。

利用者からの積極的な評価
<ul style="list-style-type: none"> ・館内がとてもきれいです。 ・武道教室に子どもが「とても楽しい」と喜んでいるので、親も満足しています。 ・体力がついてきたからよかったです。

8 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕

①経費の削減

- ・第三者委託業務の期間を5年間とした入札を行うことによる委託料の減。
- ・第三者委託業務を見直し、造園保守については職員が芝刈り、修景池の管理や清掃作業の一部等行い、一部の作業のみ外部委託を行い大幅な委託料減。
- ・節水、節電、コピー用紙のリユース等、経費削減の徹底。
- ・契約設定の見直しをし、さらにコストの削減を行った。
- ・デマンド制御機器を設置し、最大需要電力の抑制を行った。

②職員の意識改革

- ・指定管理者制度により危機感が生まれ、コスト意識やサービス精神が向上した。
- ・接遇研修等に積極的に参加。
- ・人権・同和研修に職員を派遣し、職員の人権意識を高める。
- ・各種スポーツ資格の研修に積極的に参加し資格取得。
- ・個人情報保護に関する研修会。
- ・来館されたお客様に対して、速やかに窓口にて対応するなど、利用者の目線に立った対応。
- ・経費削減の徹底
- ・あいさポーター研修に参加し聴覚障害者の理解を高める。

③利用者の増

- ・武道連盟と共同し大会・イベントを誘致し、利用者が増加。
- ・武道以外の利用者が増加。
- ・ホームページを利用した広報活動による利用者の増加。
- ・休館日を年末年始のみとしたことによる影響。
- ・会議室、研修室、師範室の利用が増加。
- ・武道教室の広報活動（米子市・境港市の小中学校へ生徒人数分の案内を配布）による参加者の増加。

④県や関連機関との連携

- ・県の方針や施策との整合を図りながら施設運営。
- ・全国都道府県立武道館協議会、県武道連盟協議会、県内公立武道館協議会と連携し、大会や講習会の開催。
- ・中学生体験学習や大学からのインターンシップ研修受け入れ。

⑤市民との連携

- ・隣接の米子ゴルフ場、弓ヶ浜公園と連携を密接にし、地域の方の潤いの場として提供していくとともに、大規模な大会については、相互に駐車場提供の便宜を図る。

⑥環境配慮活動

- ・T E A S（鳥取県版管理システム）を遵守することにより、環境に配慮した施設運営を行った。
- ・巡回を行い、節電・節水の徹底を図った。
- ・リサイクル活動としてペットボトルキャップ、ブルタブの回収をした。
- ・事務室外にグリーンカーテンを作成。

⑦AED（自動体外式除細動器）の管理

- ・すべての職員が事故に対応できるよう、普通救命講習Ⅱを修了し、資格を得る。
- ・1階エントランスに設置し、利用者にもわかるようにしている。

⑧開館時間と休館日の変更

- ・休館日を年末年始のみとし、併せて大会等の時間にあわせ、開館時間変更を柔軟に対応したことにより利用者から好評を得た。
- ・剣道元旦稽古のため、臨時開館対応。

⑨外部評価委員会

- ・武道館利用者を対象に外部評価委員会を開催し（平成24年5月26日）、要望・意見等をくみ上げた。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕

①苦慮している点

- ・特になし

②積極的に取り組む事項

- ・武道以外の定期的な利用を増加し、地域に密着した施設づくりを行う。
- ・武道競技の拠点施設として、館内のほか外部での指導についても積極的に行い、県内武道の普及振興を図っていく。

9 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	A	・弓道場の誤射防止用として独自に衝立を設置し、より安全・安心な施設運営が図られている。 ・落ち葉を燃料として生成する会社へ売却し、ゴミの軽量化と燃料資源確保により環境配慮と経費節減が図られている。
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免	B	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	B	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	B	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[収入支出の状況]	B	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[職員の配置]	B	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
総 括	B	

- 《評価指標》 A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
 C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
 D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。